

1-2

国有林野の管理経営に関する基本計画  
(素案新旧対照表)

次期計画案	現行
<p>この国有林野の管理経営に関する基本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成 <u>31</u> 年 4 月 1 日から平成 <u>41</u> 年 3 月 31 日までを計画期間とする国有林野の管理経営に関する基本的事項についての計画である。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 国有林野の管理経営に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公益重視の管理経営の一層の推進</li> <li>(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献</li> <li>(3) 国民の森林(もり)としての管理経営</li> </ul> </li> <li>2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理</li> <li>(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存</li> </ul> </li> <li>3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 林産物等の供給</li> <li>(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献</li> </ul> </li> <li>4 国有林野の活用に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国有林野の活用の適切な推進</li> <li>(2) 公衆の保健のための活用の推進</li> </ul> </li> </ul>	<p>この国有林野の管理経営に関する基本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成 <u>26</u> 年 4 月 1 日から平成 <u>36</u> 年 3 月 31 日までを計画期間とする国有林野の管理経営に関する基本的事項についての計画である。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 国有林野の管理経営に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公益重視の管理経営の一層の推進</li> <li>(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献</li> <li>(3) 国民の森林(もり)としての管理経営</li> </ul> </li> <li>2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理</li> <li>(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存</li> </ul> </li> <li>3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 林産物等の供給</li> <li>(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献</li> </ul> </li> <li>4 国有林野の活用に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国有林野の活用の適切な推進</li> <li>(2) 公衆の保健のための活用の推進</li> </ul> </li> </ul>

<p>5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理経営の事業実施体制</li> <li>(2) その他事業運営に関する事項</li> </ul> <p>7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 人材の育成</li> <li>(2) 地域振興への寄与</li> <li>(3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献</li> <li>(4) 関係機関等との連携の推進</li> </ul>	<p>5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理経営の事業実施体制</li> <li>(2) その他事業運営に関する事項</li> </ul> <p>7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 人材の育成</li> <li>(2) 地域振興への寄与</li> <li>(3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献</li> <li>(4) 関係機関等との連携の推進</li> </ul>
<p>はじめに</p> <p>我が国は国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。</p> <p>このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林(もり)づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待さ</p>	<p>はじめに</p> <p>我が国は国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。</p> <p>このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林(もり)づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待さ</p>

れているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成 25 年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

この間、国際的には、平成 27 年に気候変動枠組条約第 21 回締約国会議において、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、森林等の吸収源については、温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫の保全・強化が位置付けられた。

また、同年には、国連において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に、「持続可能な開発目標」（S D G s）が掲げられ、その達成に向け、我が国においても、持続可能な開発目標（S D G s）実施指針において、持続可能な森林経営の推進に取り組むこととされた。

さらに、平成 28 年には、生物多様性条約第 13 回締約国会議において、生物多様性の保全と持続可能な利用を農林水産業等において主流化し、愛知目標等の達成に向けた取組を強化する「カンクン宣言」が採択されたところである。

加えて、我が国では、多くの森林が利用可能な段階を迎える中で、民有林においては、森林経営・管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業の成

れているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成 25 年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村が森林所有者から森林の経営・管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を推進するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う森林経営管理制度が平成31年度から導入されることになる。併せて、「平成30年度税制改正の大綱」において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年度の税制改正において森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することが決定された。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森（も）林（り）」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献するための取組を進めいくこととする。

具体的な取組の実施に当たっては、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項をこの計画で明らかにするとともに、毎年度の実施状況を公表するなどの手続きにより透明性を担保する。また、管理経営の実施状況等を踏まえて、5年ごとに計画を見直し、関係省庁や関係地方自治体等との連携を図りつつ、国民各層の理解と協力を得ながら適切な管理経営を行うこととする。

その際、国民の負託に応えて国有林野事業の使命を達成していくという意志を職員が共有し、一丸となってその推進に努めていくこととする。

## 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森（も）林（り）」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

具体的な取組の実施に当たっては、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項をこの計画で明らかにするとともに、毎年度の実施状況を公表するなどの手続きにより透明性を担保する。また、管理経営の実施状況等を踏まえて、5年ごとに計画を見直し、関係省庁や関係地方自治体等との連携を図りつつ、国民各層の理解と協力を得ながら適切な管理経営を行うこととする。

その際、国民の負託に応えて国有林野事業の使命を達成していくという意志を職員が共有し、一丸となってその推進に努めていくこととする。

## 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

<p>(1) 公益重視の管理経営の一層の推進</p> <p>ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進</p> <p>我が国の国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く所在しており、かつ、地域特有の景観や<u>豊かな生態系</u>を有する森林も多く、その適切な管理経営を通じて、国土の保全その他の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている。</p> <p>国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国民の<u>多様な要請や国際的な動向</u>に適切に対応するため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」に区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方方に即して、流域（森林計画区）ごとの自然的特性等を勘案しつつ、いわゆる公益林として適切な施業を推進する。</p> <p>併せて、木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮することとする。</p> <p>これらを通じて、国有林野における多面的機能の持続的発揮を確保していくこととする。</p>	<p>(1) 公益重視の管理経営の一層の推進</p> <p>ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進</p> <p>我が国の国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く所在しており、かつ、地域特有の景観や<u>豊富な生態系</u>を有する森林も多く、その適切な管理経営を通じて、国土の保全その他の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている。<u>近年においては、このような森林の有する公益的機能の発揮への期待が高まり、とりわけ地球温暖化の防止や生物多様性の保全等の観点から地球的規模で森林を持続的に利用管理するという認識が急速に広まるとともに、森林とのふれあいに対する期待が高まるなど、森林に対する国民の要請が多様化してきている。</u></p> <p>国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国民の<u>こうした要請</u>に適切に対応するため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」に区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方方に即して、流域（森林計画区）ごとの自然的特性等を勘案しつつ、いわゆる公益林として適切な施業を推進する。</p> <p>併せて、木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮することとする。</p> <p>これらを通じて、国有林野における多面的機能の持続的発揮を確保していくこととする。</p>
---	--

機能類型区分	機能類型区分の考え方	管理経営の考え方	機能類型区分	機能類型区分の考え方	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ	山地災害防止及び土壤保全機能の発揮を第一とすべき森林	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持	山地災害防止タイプ	山地災害防止及び土壤保全機能の発揮を第一とすべき森林	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持
自然維持タイプ	原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持	自然維持タイプ	原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持
森林空間利用タイプ	保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成	森林空間利用タイプ	保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成
快適環境形成タイプ	快適な環境の形成の機能の発揮を第一とすべき森林	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持	快適環境形成タイプ	快適な環境の形成の機能の発揮を第一とすべき森林	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持
水源涵養タイプ	水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効利用にも配慮	水源涵養タイプ	水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮

森林の取扱いについては、人工林の多くが間伐等が必要な育成段階にある一方、10歳級以上の人工林が半数に上り、資源として利用可能な段階を迎えているという変化を適確に踏まえるとともに、林木だけではなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮することとする。具体的には、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化（長伐期化）、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備（複層林化）、一定の広がりにおいて様々な育成段階や樹種から構成される森林のモザイク的配置への誘導、針葉樹と広葉樹の混交を促進（針広混交林化）する施業を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全、花粉発生源対策の推進、鳥獣被害対策等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進する。

なお、森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図ることとする。

また、国民の安全と安心を確保するため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっており、とりわけ山腹崩壊等に伴う流木被害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、重要な

森林の取扱いについては、人工林の多くが未だ間伐が必要な育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林も年々增加しつつあるという資源内容の変化を的確に踏まえるとともに、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮することとする。具体的には、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全、花粉発生の抑制等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進する。

また、国民の安全と安心を確保するため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方方に立ち、重要な水源地域等において、今後とも民有林治山事業や他の

水源地域等において、今後とも民有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進する。特に平成 29 年 7 月に発生した九州北部豪雨を受け実施した緊急点検結果を踏まえ、総合的な流木対策を推進する。また大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を山地災害対策緊急展開チームとして現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、民有林への支援も含めた迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の有する公益的機能が高度に発揮されるよう林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道について、それぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせた整備を推進する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進する。

#### イ 地球温暖化対策の推進

我が国は、パリ協定等を踏まえて、地球温暖化対策計画を閣議決定し、引き続き、平成 32 年度までの間において年平均 52 万 ha(注)の間伐実施などを目標としており、森林吸収源対策を含む地球温暖化防止の取組を推進していく必要がある。

国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進する。大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の有する公益的機能が高度に発揮されるよう林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道について、それぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせた整備を推進する。

#### イ 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策については、気候変動枠組条約の第 17 回締約国会議において、将来の枠組みへの道筋や京都議定書第 2 約束期間（平成 25 年から平成 32 年まで）等について合意文書が採択された。

我が国は、京都議定書第 2 約束期間における温室効果ガスの削減義務を負っていないものの、森林吸収源を含めた地球温暖化対策については、今後も国際的な報告義務が課せられていること等から引き続き着実に取り組むことが求められている。平成 25 年 3 月に地球温暖化対策推進本部において決定された「当面の地球温暖化対策に関する方

<p><u>こうした中、国有林野事業においては、二酸化炭素の吸収量を確保するため、地球温暖化対策計画に基づき、森林の適正な整備や木材利用等の推進に率先して取り組むこととする。</u></p> <p>特に、今後、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や、資源の成熟に伴う伐採（主伐）面積の増加が見込まれる中で、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等に努める。</p> <p><u>また、将来、気候変動による大雨の発生頻度の増加や台風の最大強度の増加、天然林における樹種の分布適域の変化等が予測されていることから、気候変動適応計画等を踏まえ、治山施設の整備や健全な森林の整備等を実施するほか、「保護林」や「緑の回廊」の保護・管理等についても適切に取り組んでいくこととする。</u></p> <p>(注)平成 33 年度から平成 42 年度の間においては年平均 45 万 ha</p> <p>ウ 生物多様性の保全</p>	<p><u>針」においては、地球温暖化がもたらす脅威に対し、現在及び将来にわたる国民の生命・財産の安全を確保するため、切れ目ない対策の推進が必要との基本認識の下、今後策定される新たな地球温暖化対策計画の検討方針として、国際的に合意された新たなルールに則り森林吸収源対策やバイオマス等の有効利用を積極的に推進することとされている。農林水産省としては、国際的に合意された森林吸収源の算入上限値である年平均 3.5%（1990 年比）の吸収量の確保を図ることが必要であり、引き続き、間伐の実施を促進するとともに、主伐後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進することとしている。</u></p> <p>国有林野事業においては、吸収量の確保のため、今後策定される新たな地球温暖化対策計画に基づき、森林の適正な整備や木材利用等の推進に率先して取り組むこととする。</p> <p>特に、今後、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や、資源の成熟に伴う伐採（主伐）面積の増加が見込まれる中で、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等に努める。</p> <p>ウ 生物多様性の保全</p>
---	--

我が国の森林生態系における生物多様性の状態は、長期的には悪化傾向にあり、将来的には気候変動等による影響が懸念されており、「カンクン宣言」を踏まえ、生物多様性国家戦略や気候変動適応計画に基づき、生物多様性の保全の取組を推進していく必要がある。

このため、国有林野事業においては、保護林や緑の回廊におけるモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、施業現場における生物多様性への配慮等に取り組むこととする。

特に、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里

我が国の国土の3分の2を占める森林は、遺伝子や種のレベルにおいて多種多様な生物が生育・生息し、立地条件や気象状況などの環境とともに多様で複雑な生態系を構成しており、生物多様性の保全において重要な要素となっている。特に国有林野は奥地脊梁山地や水源地域を中心に里山まで全国各地に所在しており、我が国の生物多様性の保全を図る上で重要な位置を占めている。

このため、国有林野の管理経営に当たっては、生物多様性の保全も含め期待される役割を十分果たせるよう、森林の健全性を維持・確保していく取組を、周囲の民有林で実施される施策を含めた地域の状況等に応じた目標を設定しつつ、持続していくことが重要となっている。

具体的には、平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」等を踏まえ、環境行政との一層の連携及び協力を図りつつ、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林については、厳格な保全・管理を行う保護林や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」に設定し、モニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、地域の状況やモニタリング調査等で得られた知見などを踏まえた保護林等の区域等の見直しを推進することとする。

また、渓流等と一体となった森林については、その連続性を確保す

山等の積極的な整備など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進するとともに、溪流沿いや尾根筋等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域やボランティア、N P O等と協働・連携し、荒廃した植生回復など森林生態系の保全等の取組を推進することとする。

さらに、地域の農林業や生態系に多大な被害を与えてる野生鳥獣について、地域の関係行政機関等と連携しつつ、捕獲などによる積極的な個体群管理や共存に向けた森林の整備を推進する。

## (2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献

国有林野の管理経営に当たっては、民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、流域森林・林業活性化協議会等において、都道府県、市町村等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくこととする。このため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組む。

特に、民有林においては、森林經營管理制度が導入されることから、国有林においてはこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。

また、これらを通じて、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等による林業及び木材産

ることにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。その他の森林については、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山等の積極的な整備など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域やボランティア、N P O等と協働・連携し、荒廃した植生回復など森林生態系の保全等の取組を推進することとする。

さらに、地域の農林業や生態系に多大な被害を与えてる野生鳥獣について、地域の関係行政機関等と連携しつつ、捕獲などによる積極的な個体数管理や共存に向けた森林の整備を推進する。

## (2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献

国有林野の管理経営に当たっては、民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、都道府県、市町村等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくこととする。このため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組む。

また、このことを通じて、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努めることとする。

業の成長産業化の実現に貢献し、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努めることとする。

ア 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

多様な森林とまとまりのあるフィールドを有し、公益重視の管理經營や林産物の安定供給を行ってきたという国有林野事業の特性を活かし、民有林における公的管理や林業経営への普及を念頭に置き、公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術開発を、産学官連携の下により一層推進することとする。

特に、特定母樹や早生樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術や I C T（情報通信技術）等の先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証、複層林への誘導手法等の普及に積極的に取り組み、国有林野の管理経営や民有林における定着に資するよう取り組む。

また、事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る取組を推進する。

イ 林業事業体の育成

林業事業体の施業提案や集約化の能力向上、技術者の育成を支援するため、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、優良な林業事業体が正当に評価されるよう各都道府県における評価の仕組みの

ア 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、地域ごとの傾斜等の地形条件や資源状況の違いに応じた低コストで効率的な作業システムの提案・検証や、先駆的な取組についての事業化の可能性を追求し、民有林における普及・定着に努めることとする。

イ 林業事業体の育成

林業事業体の施業提案や集約化の能力向上、技術者の育成を支援するため、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、優良な林業事業体が正当に評価されるよう各都道府県における林業事業体の登

活用 市町村単位での将来事業量を対外的明示、競争性を確保しつつ林業事業体の創意工夫を促進するための総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、労働安全対策に配慮した事業実行の指導などに取り組むこととする。

併せて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組む。

#### ウ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業団地を設定し、民有林野と連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等や現地検討会等を通じた民有林への森林・林業技術の普及に取り組むこととする。

また、森林共同施業団地等においては、国産材の安定供給体制構築に資するよう路網や土場の共同利用や民有林材との協調出荷等に取り組むこととする。

#### エ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援

録・評価の仕組みの活用の検討や市町村単位での将来事業量を対外的に明確化する仕組みの導入のほか、競争性を確保しつつ林業事業体の創意工夫を促進するための総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、先駆的な作業システムや手法についての事業レベルでの実行を促進するための特記仕様書の活用に取り組むこととする。

#### ウ 民有林と連携した施業の推進

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林共同施業団地を設定し、民有林野と連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等の実施、民有林材との協調出荷などに取り組むこととする。

#### エ 森林・林業技術者等の育成

これまで国有林野事業においては、市町村行政の支援等のため、森林総合監理士（フォレスター）等を系統的に育成してきたところであり、引き続き、必要な技術者等の育成に取り組む。併せて、森林経営管理制度の構築を踏まえ、公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、引き続き、都道府県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組むこととする。

また、事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援するほか、大学や林業大学校等関係機関と連携した取組に努めることとする。

(※「ア」に統合)

森林・林業の再生に向け市町村行政の支援を行うため、国有林野事業において専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士（フォレスター）等を系統的に育成することとする。

また、事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援するほか、大学等関係機関と連携した取組に努めることとする。

#### オ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

森林の有する公益的機能の高度発揮等に対する国民の要請に対応しつつ、民有林経営への普及を念頭に置いた林業の低コスト化等に向けた技術開発を産官学連携の下に、より一層推進することとする。

その際、多様な森林とまとまりあるフィールドを有し、自らが造林・間伐等の事業発注者であるという国有林野事業の特性を活かし、伐採とコンテナ苗を用いたその後の造林を同時期に行うなど実用段階に到達した先駆的な技術や手法についての事業レベルでの試行を行い、国有林野の管理経営や民有林における普及・定着に資するよう取り組む。

#### (3) 国民の森林(もり)としての管理経営

国民共通の財産である国有林野の管理経営に当たっては、国有林野を「国民の森林(もり)」として位置付け、林業の成長産業化への貢献等の

国民共通の財産である国有林野の管理経営に当たっては、国有林野を「国民の森林(もり)」として位置付け、森林・林業再生への貢献等の新

新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進することとする。

その際、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林(もり)づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応する。

#### ア 双方向の情報受発信

開かれた「国民の森林(もり)」として管理経営の透明性の確保を図るため、管理経営状況の公表等の国有林野事業の実施に係る情報の開示、地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、森林インストラクター等の活用も図りながら国民に対し森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に努めるとともに、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴くこととする。その際、これまでの取組実績、現状の評価結果等を積極的に提示しつつ、地域管理経営計画案の作成前の段階から広く国民や地方公共団体等に意見を求める取組を進めることとする。

さらに、一般から公募する「国有林モニター」制度の活用等により国有林野事業の活動全般について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図り、これらを通じて国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等、対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努めることとする。

#### イ 森林環境教育の推進

新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進することとする。

その際、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林(もり)づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応する。

#### ア 双方向の情報受発信

開かれた「国民の森林(もり)」として管理経営の透明性の確保を図るため、管理経営状況の公表等の国有林野事業の実施に係る情報の開示、地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、森林インストラクター等の活用も図りながら国民に対し森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に努めるとともに、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴くこととする。その際、これまでの取組実績、現状の評価結果等を積極的に提示しつつ、地域管理経営計画案の作成前の段階から広く国民や地方公共団体等に意見を求める取組を進めることとする。

さらに、一般から公募する「国有林モニター」制度の活用等により国有林野事業の活動全般について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図り、これらを通じて国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等、対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努めることとする。

#### イ 森林環境教育の推進

学校、自治体、N P O、森林インストラクター、民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、都市や農山漁村などの立地や地域の要請に応じた森林環境教育の推進を図ることとする。実施に当たっては、教育利用の目標に基づき、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の活用を図るとともに、森林の有する多面的機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールド等の情報提供等の取組を推進する。

また、これに関して、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等、地域への波及効果が期待される取組を積極的に推進するとともに、農山漁村における体験活動とも連携した取組を推進することとする。

#### ウ 森林の整備・保全等への国民参加

国民参加の森林(もり)づくりの推進のため、N P O、企業、地元関係者等多様な主体と連携した取組を進めることとする。

具体的には、N P O等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、N P O等による自主的な森林(もり)づくり活動を支援するための「ふれあいの森」の設定、地域の歴史的木造建造物や伝統文化の継承等に貢献するための「木の文化を支える森づくり」の推進、N P O等との連携による希少種の保護等生物多様性の保全や自然再生に加えて、森林整備や保全活動の要請に対応したN P O

学校、自治体、企業、ボランティア、N P O、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林インストラクター等の活用を図りながら森林環境教育の推進を図ることとする。また、教育利用の目標に基づき、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の活用を図るとともに、森林の有する多面的機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールド等の情報提供、農山漁村での体験活動とも連携した学習・体験プログラムの作成やフィールドの整備等の取組を推進する。

また、これに関して、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等、地域への波及効果が期待される取組を積極的に推進することとする。

#### ウ 森林の整備・保全等への国民参加

国民参加の森林(もり)づくりの推進のため、N P O、企業、地元関係者等多様な主体と連携した取組を進めることとする。

具体的には、N P O等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、N P O等による自主的な森林(もり)づくり活動を支援するための「ふれあいの森」の設定、地域の歴史的木造建造物や伝統文化の継承等に貢献するための「木の文化を支える森づくり」の推進、N P O等との連携による希少種の保護等生物多様性の保全や自然再生に加えて、森林整備や保全活動の要請に対応したN P O

等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組を進める。

また、企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林(もり)」の設定等分収林制度を活用した取組を進めることとする。

こうした取組を推進するに当たっては、国民の要請に応えつつ、変化に富んだ多様な森林(もり)づくりや世界文化遺産等との調和に配慮するなど、魅力ある森林景観の創出にも取り組むこととする。

森林管理署等は、これらの取組とともに、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う窓口としての機能を発揮するよう努める。

## 2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項

### (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

国民共通の財産である国有林野を適切に保全管理することは、将来にわたって国有林野事業の使命を十全に果たす上で極めて重要である。

このため、山火事、森林病虫害、鳥獣被害、廃棄物の不法投棄等の森林被害の防止や保安林の適切な管理等森林の保全管理のため、森林の巡視、標識の設置、適切な防除対策の実施等に努めるとともに、境界の保全等による国有財産としての管理を適切に実施する。

特に、深刻化している野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、地元行政機関、狩猟者団体、森林組合、森林所有者等と協力して計画的に捕獲や防護柵の設置等の防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

また、森林の保全管理に当たっては、地域住民、地元自治体、ボラン

等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組を進める。

また、企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林(もり)」の設定等分収林制度を活用した取組を進めることとする。

こうした取組を推進するに当たっては、国民の要請に応えつつ、変化に富んだ多様な森林(もり)づくりや世界文化遺産等との調和に配慮するなど、魅力ある森林景観の創出にも取り組むこととする。

森林管理署等は、これらの取組とともに、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う窓口としての機能を発揮するよう努める。

## 2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項

### (1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

国民共通の財産である国有林野を適切に保全管理することは、将来にわたって国有林野事業の使命を十全に果たす上で極めて重要である。

このため、山火事、森林病虫害、鳥獣被害、廃棄物の不法投棄等の森林被害の防止や保安林の適切な管理等森林の保全管理のため、森林の巡視、標識の設置、適切な防除対策の実施等に努めるとともに、境界の保全等による国有財産としての管理を適切に実施する。

また、森林の保全管理に当たっては、地域住民、地元自治体、ボラン

ティア、NPO等との協力・連携を図るとともに、入林者への山火事や不法投棄防止意識の啓発等に努めることとする。

## (2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

奥地脊梁山地に広く所在している国有林野は、優れた景観を有する森林や、希少な野生生物が生育・生息するなど豊かな森林生態系を維持している森林、渓流等と一体となって良好な環境を形成している森林も多く、地球環境保全や生物多様性の保全の観点からも、このような森林の維持・保存はますます重要になってきている。

このため、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、自然環境の保全、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている「自然維持タイプ」の森林については、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うこととし、地域住民、ボランティア、NPO等と連携を図りながら、環境行政との緊密な連携を確保しつつ、生物多様性保全の視点で希少種の保護、外来種の侵入防止・駆除等に努める。特に我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、保護林として設定し、厳格な保護・管理を行うこととする。

これに加え、生物多様性の保全や気候変動の影響への適応等の観点から保護林を中心とした森林生態系ネットワークの形成を図るため、民有林関係者等とも連携しつつ「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護するなど、より広範で効果的な森林生態系の保護に努める。

これらの設定に当たっては、研究機関等と連携し、生物多様性の保全

ティア、NPO等との協力・連携を図るとともに、入林者への山火事や不法投棄防止意識の啓発等に努めることとする。

## (2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

奥地脊梁山地に広く所在している国有林野は、優れた景観を有する森林や、希少な野生生物が生育・生息するなど豊富な森林生態系を維持している森林、渓流等と一体となって良好な環境を形成している森林も多く、地球環境保全や生物多様性の保全の観点からも、このような森林の維持・保存はますます重要になってきている。

このため、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、自然環境の保全、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている「自然維持タイプ」の森林については、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うこととし、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点で希少種の保護、外来種の侵入防止・駆除等に努めるとともに、特に原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息地等については、保護林として設定し、厳格な保全・管理を行うこととする。

これに加え、保護林を中心としたネットワークの形成を図るため、民有林関係者等とも連携しつつ「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護するなど、より広範で効果的な森林生態系の保護に努める。

これらの設定に当たっては、研究機関等と連携し、生物多様性の保全

等に関する科学的な知見を活用した設定状況の分析等に取り組み、その結果等を踏まえ、広域的な視点にたった配置となるよう配慮することとする。

立入が可能な区域においては、多くの国民が森林生態系の保全等について知識を深められるよう学習の場等としての利用に努めることとし、入林者の影響等が生じるおそれのある箇所については、地域の関係者等との連携を推進するなど利用ルールの確立等に努めることとする。また、その内容等について地域外の者にも広く理解されるようホームページの活用・工夫を図るなど適切に対処する。

さらに、継続的なモニタリングを通じて森林生態系や野生生物等の状況変化を的確に把握し、必要に応じて保護・管理方針や区域の見直し等を図ることとする。

### 3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

#### (1) 林産物等の供給

国有林野事業においては、公益重視の管理経営を一層推進しつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

また、多様な森林資源を有する国有林野の特性を活かし、大径長尺材や檜皮（ひわだ）等民有林からの供給が期待しくい林産物の計画的な

等に関する科学的な知見を活用した設定状況の分析等に取り組み、その結果等を踏まえ、広域的な視点にたった配置となるよう配慮することとする。

入林者の影響等による植生の荒廃防止や回復のための措置が必要な箇所については、地域の関係者等との利用ルールの確立等を図るとともに、その内容等について地域外の者にも広く理解されるようホームページの活用・工夫を図るなど適切に対処する。

また、立入が可能な区域においては、学習の場等として多くの国民が利用できるよう歩道の整備に努めるほか森林生態系や林業等に関する知識の普及啓発に努める。

さらに、保護林のあり方やその保全管理について、N P O等の国民の意見・協力を得るなどして、それぞれの保護林の状況も踏まえつつ幅広く検討し、適切な取組を進めるとともに、環境行政との緊密な連携を確保する。

### 3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

#### (1) 林産物等の供給

国有林野事業においては、公益重視の管理経営を一層推進しつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

また、多様な森林資源を有する国有林野の特性を活かし、大径長尺材や檜皮（ひわだ）等民有林からの供給が期待しくい林産物の計画的な

供給に努めるとともに、環境緑化木、広葉樹等の資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努めることとする。

国有林野の林産物の供給に当たっては、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売によることとし、高付加価値が期待できる高品質材等の供給や、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着を図りつつ、素材（丸太）販売により実施する。その際、販売を市場へ委託するなど民間の木材市場等を活用するとともに、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大等を踏まえつつ、加工・流通コストの削減や民有林管理への貢献等に取り組む需要者と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」によるなど、国有林材の安定供給を通じて、地域の林業・木材産業の活性化に貢献する。

併せて、木質バイオマスの需要拡大が見込まれる中で、これまで間伐等で伐採されても利用されてこなかった小径木や造材後林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用間伐材等について、「システム販売」や公売などを活用し需要者等への供給に取り組むとともに、更なる利用拡大に向けて新たな需要開拓にも引き続き努めることとする。

供給に努めるとともに、環境緑化木等の資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努めることとする。

国有林野の林産物の供給に当たっては、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売によることとし、高付加価値が期待できる高品質材等の供給や、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着を図りつつ、素材（丸太）販売により実施する。その際、販売を市場へ委託するなど民間の木材市場等を活用するとともに、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等これまで利用が低位であった曲がり等を含む木材については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大等を踏まえ、需要者と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」によるなど、地域の林業・木材産業の活性化に資することを旨とする国有林材の供給を推進する。

併せて、これまで間伐等で伐採されても利用されてこなかった小径木や造材後林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用間伐材等について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたことを踏まえ「システム販売」を活用した需要者等への安定供給に取り組むとともに、更なる利用拡大に向けて木質バイオマスの利用など新たな需要開拓にも引き続き努めることとする。

さらに、今後、人工林資源の成熟に伴う主伐の増加が見込まれており、こうした主伐材の供給についても、需要者等への安定供給や新たな需要開拓に貢献するものとなるよう効果的な供給に努めることとする。

## (2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

我が国の林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が、小規模・分散・多段階となっており、木材需要者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっている。

このことを踏まえ、国有林野事業においては、林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するよう努めることとする。

特に、これまで「システム販売」により需要者への安定供給等に取り組んできた実績や経験を活かし、民有林材を需要先へ直送する取組の普及・拡大や地域の需給状況を踏まえたより広域での原木供給など国産材の流通合理化を図る取組の支援に努める。

また、今後、人工林資源の成熟に伴う主伐の増加が見込まれており、こうした主伐材の供給についても、需要者等への安定供給や新たな需要開拓に貢献するものとなるよう効果的な木材供給に努める。

なお、全国的なネットワークを活用し、国産材の2割を供給し得る国有林野事業の特性を活かし、価格急変時の供給調整機能を発揮する。具体的には、必要に応じて供給時期の調整等を行うこととし、これを適期に効果的な方法で行うため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握することなどの取組を推進することとする。

## 4 国有林野の活用に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の活用の適切な推進

## (2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

我が国の林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が、小規模・分散・多段階となっており、木材需要者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっている。

このことを踏まえ、国有林野事業においては、林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するよう努めることとする。

特に、これまで「システム販売」により需要者への安定供給等に取り組んできた実績や経験を活かし、民有林材を需要先へ直送する取組の普及・拡大や地域の需給状況を踏まえたより広域での原木供給など国産材の流通合理化を図る取組の支援に努める。

また、全国的なネットワークを活用し、国産材の2割を供給し得る国有林野事業の特性を活かし、価格急変時の供給調整機能を発揮する。具体的には、必要に応じて供給時期の調整等を行うこととし、これを適期に効果的な方法で行うため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握することなどの取組を推進することとする。

## 4 国有林野の活用に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用に当たっては、その所在する地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善のための活用、公用、公共用施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農山漁村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進することとする。

その際、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、地域振興に寄与する太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等再生可能エネルギー源を利用した発電に資する国有林野の活用や地域のバイオマスエネルギー源としての共用林野制度の活用の推進に努める。

また、公益的機能の發揮等との調整を図りつつ、地元自治体との情報交換を十分に行い、農林業を始めとした地元産業の振興や地域住民の福祉の向上に寄与するため必要な国有林野を売り払うなど、地域振興に寄与する国有林野の活用に取り組むこととする。

## (2) 公衆の保健のための活用の推進

公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等への利用が期待される「森林空間利用タイプ」の森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適當と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として、広く国民に開かれた利用に供することとする。

特に魅力的な自然景観を有する等、観光資源としての活用の推進が期待される箇所については、「日本（にっぽん）美（うつく）しの森 お薦め国有林」として、外国人旅行者を含む観光客へ向けた情報発信や重点

国有林野の活用に当たっては、その所在する地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善のための活用、公用、公共用施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農山漁村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進することとする。

その際、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、地域振興に寄与する太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等再生可能エネルギー源を利用した発電に資する国有林野の活用や地域のバイオマスエネルギー源としての共用林野制度の活用の推進に努める。

また、公益的機能の發揮等との調整を図りつつ、地元自治体との情報交換を十分に行い、農林業を始めとした地元産業の振興や地域住民の福祉の向上に寄与するため必要な国有林野を売り払うなど、地域振興に寄与する国有林野の活用に取り組むこととする。

## (2) 公衆の保健のための活用の推進

公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等への利用が期待される「森林空間利用タイプ」の森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適當と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定して、広く国民に開かれた利用に供することにより、森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資することとする。

この場合、森林とのふれあいに対する多様化、高度化する国民の要請を踏まえ、幼児、青少年から高齢者までの国民各層が四季折々の自然の美しさや心身の安らぎを享受するとともに、精神的な豊かさを養うこと

的な環境整備を実施する。

その他の箇所については、利用の動向及び見通しや地域関係者の意向・協力体制等を総合的に検討の上、廃止を含む見直しを進めることとする。

また、「レクリエーションの森」の管理経営に当たっては、民間活力を活かした施設整備等の推進、及び地元自治体を核とした管理運営協議会の活用等やボランティア、NPO、企業等による資金や人的な支援を誘導するサポート制度による整備・管理を支える仕組みの充実等に努めていくこととする。

特に一定の施設整備を行うべき地域については、需要動向等も踏まえつつ、広く公衆の保健利用に供するための計画を策定し、国土の保全、自然環境の保全等の公益的機能との調和を図りながら、民間の能力を活かして休養施設、スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設等の整備を行うこととする。

## 5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われていないものがみられ、その位置関係等により、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の發揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼしたり、外来樹種の繁茂が国有林野で実施する駆除の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このため、このような場合において、公益的機能維持増進協定制度を活用

ができるような場を提供していくとの観点から、地域との合意形成を図り景観形成等の目標を設定しつつ、「レクリエーションの森」を魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進する。その実施に当たっては、利用の動向及び見通し、整備の実現可能性、地域関係者の意向・協力体制等を総合的に検討の上、「レクリエーションの森」の設定を見直すとともに、民間活力を活かした施設整備等の推進、及び地元自治体を核とした管理運営協議会の活用等やボランティア、NPO、企業等による資金や人的な支援を誘導するサポート制度による整備・管理を支える仕組みの充実等に努めていくこととする。

また、特に一定の施設整備を行うべき地域については、需要動向等も踏まえつつ、広く公衆の保健利用に供するための計画を策定し、国土の保全、自然環境の保全等の公益的機能との調和を図りながら、民間の能力を活かして休養施設、スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設等の整備を行うこととする。

## 5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われていないものがみられ、その位置関係等により、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の發揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼしたり、外来樹種の繁茂が国有林野で実施する駆除の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このため、このような場合において、公益的機能維持増進協定制度を活用

し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来樹種の駆除等を民有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

## 6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項

### (1) 管理経営の事業実施体制

国有林野事業については、平成 10 年度から推進してきた抜本的な改革を通じて、民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等事業実施体制の効率化を進め、効率的な管理経営を推進してきたところである。

今後とも公益重視の管理経営の一層の推進や林業の成長産業化への貢献等の課題に対応した組織・要員の下で適切かつ効率的な管理経営を行うこととし、事業の実施に当たっては、民間事業者の能力を活用しつつ、国の業務は保全管理、森林計画、治山等に限定し、伐採、造林等の実施行為は、その全てを労働安全対策に配慮しつつ、民間事業者に委託して行うものとする。

また、林産物売払いに係る収穫調査等については、I C T の導入による低コスト化に取り組むとともに、引き続き、国の監督下にある指定調査機関への委託を推進する。

なお、地域の実情等を踏まえつつ民間委託になじまないものについては、国で実施するなど適切に対処することとする。

し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来樹種の駆除等を民有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

## 6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項

### (1) 管理経営の事業実施体制

国有林野事業については、平成 10 年度から推進してきた抜本的な改革を通じて、民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等事業実施体制の効率化を進め、効率的な管理経営を推進してきたところである。

今後とも公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業再生への貢献等新たな課題に対応した組織・要員の下で適切かつ効率的な管理経営を行うこととし、事業の実施に当たっては、民間事業者の能力を活用しつつ、国の業務は保全管理、森林計画、治山等に限定し、伐採、造林等の実施行為は、その全てを民間事業者に委託して行うものとする。

また、林産物売払いに係る収穫調査等については、引き続き、国の監督下にある指定調査機関への委託を推進する。

なお、地域の実情等を踏まえつつ民間委託になじまないものについては、国で実施するなど適切に対処することとする。

## (2) その他事業運営に関する事項

### ア 計画的かつ効率的な事業の実行

国有林野事業債務管理特別会計の債務については、平成 60 年度までに着実に処理することとされており、適切な森林整備を通じた収穫量の計画的な確保や森林・林業基本計画に基づく施策の推進によるコスト縮減などを着実に実施していくことが必要である。このため、地域管理経営計画等に基づく、計画的な事業の実行に努めることとし、その際、低コストで効率的な作業システムの普及・定着等を通じた木材生産等の低コスト化を推進するなど、引き続き計画的かつ効率的な事業の実行を図ることとする。

また、国有林野事業の各種事務処理を行うための「国有林野情報管理システム」や府省共通システムの活用、ネットワークを通じた円滑な情報の伝達、森林G I S（地理情報システム）を活用した現場業務の支援などを通じ、効率的な事務処理の推進を図ることとする。

### イ 安全・健康管理対策の推進

安全・健康管理対策の推進は、職員の安全と健康を守り、事業を円滑に運営する上で不可欠なことである。安全管理については、人命尊重を基本理念として、安全活動状況の分析・検討等、現場実態等に対応した安全管理体制の機能の活性化や安全で正しい作業の確実な実践等により、災害の未然防止を図る。健康管理については、心の健康づくり対策、生活習慣病予防等の健康保持増進対策等を推進する。

## (2) その他事業運営に関する事項

### ア 計画的かつ効率的な事業の実行

国有林野事業債務管理特別会計の債務については、平成 60 年度までに着実に処理することとされており、適切な森林整備を通じた収穫量の計画的な確保や平成 23 年 7 月に閣議決定された森林・林業基本計画に基づく施策の推進によるコスト縮減などを着実に実施していくことが必要である。このため、地域管理経営計画等に基づく、計画的な事業の実行に努めることとし、その際、低コストで効率的な作業システムの普及・定着等を通じた木材生産等の低コスト化を推進するなど、引き続き計画的かつ効率的な事業の実行を図ることとする。

また、国有林野事業の各種事務処理を行うための「国有林野情報管理システム」や府省共通システムの活用、ネットワークを通じた円滑な情報の伝達、森林G I S（地理情報システム）を活用した現場業務の支援などを通じ、効率的な事務処理の推進を図ることとする。

### イ 安全・健康管理対策の推進

安全・健康管理対策の推進は、職員の安全と健康を守り、事業を円滑に運営する上で不可欠なことである。安全管理については、人命尊重を基本理念として、安全活動状況の分析・検討等、現場実態等に対応した安全管理体制の機能の活性化や安全で正しい作業の確実な実践等により、災害の未然防止を図る。健康管理については、生活習慣病予防等の健康保持増進対策、心の健康づくり対策等を推進する。

## 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (1) 人材の育成

国有林野事業は、公益重視の管理経営を一層推進することに加え、森林経営管理制度の構築を踏まえた民有林への指導やサポートなど林業の成長産業化への貢献といった使命を必要最小限の要員規模で十全に果たしていかなければならないことから、人材の育成は極めて重要である。

このため、国有林野の管理経営のみならず、生物多様性の保全や需要に即した林産物の供給等国有林及び民有林において一体的に推進すべき施策を踏まえつつ、森林に関する技術者としての専門的な知識と能力、また、行政官としての幅広い知識や経験、能力を養うため、実地を重視したOJTとともに研修の充実や森林総合監理士（フォレスター）等への系統的な育成、関係省庁等との人事交流等を積極的に行うこととする。

### (2) 地域振興への寄与

国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあり、地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つである。

こうした中で、地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の安定供給、地域の農林業に多大な被害を与えていた野生鳥獣への対策、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成を始めとした民有林への指導やサポート、民有林材を含めた安定供給体制の構築等の取組は、地域振興にも寄与するものである。

## 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (1) 人材の育成

国有林野事業は、公益重視の管理経営を一層推進することに加え、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生への貢献といった使命を必要最小限の要員規模で十全に果たしていかなければならぬことから、人材の育成は極めて重要である。

このため、国有林野の管理経営のみならず、生物多様性の保全や需要に即した林産物の供給等国有林及び民有林において一体的に推進すべき施策を踏まえつつ、森林に関する技術者としての専門的な知識と能力、また、行政官としての幅広い知識や経験、能力を養うため、実地を重視したOJTとともに研修の充実や森林総合監理士（フォレスター）等への系統的な育成、関係省庁等との人事交流等を積極的に行うこととする。

### (2) 地域振興への寄与

国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあり、地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つである。

こうした中で、地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の安定供給、地域の農林業に多大な被害を与えていた野生鳥獣への対策、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成を始めとした民有林への指導やサポート、民有林材を含めた安定供給体制の構築等の取組は、地域振興にも寄与するものである。

このため、こうした国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に寄与するよう努めることとする。

### (3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献

東日本大震災発生時の対応とその後の復旧において、森林管理局・署等は、地域に密着した国の出先機関として、地域の期待に応えた取組を行ってきたところであり、引き続き、早期の復興に向けて積極的な貢献に努める。

具体的には、被災地域において、生物多様性に配慮しつつ海岸防災林の再生に取り組むこととし、その際、NPOや企業等と連携した植栽等にも取り組むこととする。また、地域の復興に必要な国有林野の貸付け・売払い要望等に引き続き対応する。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による森林等の汚染への対応については、「放射性物質汚染対処特措法」(平成23年法律第110号)等に基づく国有林野における放射性物質の分布状況の調査や関係機関と連携した除染の実施に加え、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を踏まえた間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策、林業再生に向けた実証事業に取り組むこととする。

さらに、被災地では避難指示の解除等が進められており、国有林野事

このため、こうした国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に寄与するよう努めることとする。

### (3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献

東日本大震災発生時の対応とその後の復旧において、森林管理局・署等は、地域に密着した国の出先機関として、地域の期待に応えた取組を行ってきたところであり、引き続き、早期の復興に向けて積極的な貢献に努める。

具体的には、被災地域において、生物多様性に配慮しつつ海岸防災林の再生に取り組むこととし、その際、NPOや企業等と連携した植栽等にも取り組むこととする。また、地域の復興に必要な国有林野の貸付け・売払い要望等に積極的に対応するとともに、国有林野事業の全国的なネットワークを活用して、復興ニーズや民有林材の動向等に応じた木材の機動的な供給や復興用材をいつでも供給し得る体制の整備に取り組むこととする。さらに、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号)等に基づき、関係機関と連携し、国有林野の除染に取り組むとともに、実証事業の実施等により、森林における除染に関する知見の集積や技術開発に貢献することとする。

業としても森林整備などの管理経営を推進することにより、森林・林業の再生をはじめとする地域の復興に貢献することとする。

(4) 関係機関等との連携の推進

国有林野事業の推進に当たっては、これまで労働組合との共通の認識に立って取組を円滑に進めるとともに、関係行政機関等との連携に努めてきたところであり、引き続き、様々な森林・林業・木材産業関係者等との情報共有を図り、相互の理解と協力の下、連携した取組を推進するよう努めることとする。

(4) 関係機関等との連携の推進

国有林野事業の推進に当たっては、これまで労働組合との共通の認識に立って取組を円滑に進めるとともに、関係行政機関等との連携に努めてきたところであり、引き続き、様々な森林・林業・木材産業関係者等との情報共有を図り、相互の理解と協力の下、連携した取組を推進するよう努めることとする。